

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

条 例

○北海道公立大学法人札幌医科大学への職員の引継ぎに関する条例 (大学改革推進室)	2
○北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例..... (人事課)	2
○北海道留置施設視察委員会条例..... (警察本部留置管理課)	2
○地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例..... (人事課)	3
○北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	4
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例... (人事課)	5
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	6
○北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例..... (法制文書課)	6
○政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の一部を 改正する条例..... (法制文書課)	7
○北海道情報公開条例の一部を改正する条例..... (法制文書課)	8
○北海道札幌道税事務所条例..... (税務課)	8
○北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部を改 正する条例..... (危機対策局)	9
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	10
○北海道立診療所条例の一部を改正する条例..... (医療政策課)	10
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例 (医療政策課)	10
○北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例 (医療政策課)	12
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例..... (医療政策課)	13
○北海道感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例... (健康推進課)	13

○北海道病院事業条例の一部を改正する条例..... (道立病院管理局)	14
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例..... (農政課)	15
○北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例 (林業木材課)	15
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例..... (建設部総務課)	16
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例..... (道路課)	18
○北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例..... (砂防災害課)	19
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例..... (都市環境課)	19
○北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例... (建築指導課)	19
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例..... (企業局総務課)	19
○北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例 (企業局総務課)	20
○北海道企業職員定数条例の一部を改正する条例..... (企業局総務課)	20
○北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例..... (教育庁総務課)	20
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁給与課)	21
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (教育庁高校教育課)	26
○学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (教育庁学校教育局)	26
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例... (警察本部会計課)	28
○刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整 理に関する条例..... (警察本部警務課)	32
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	32
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	33
○札幌医科大学条例を廃止する条例..... (総務部総務課)	37
○北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例..... (障害者保健福祉課)	39
○北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部を改正する条例..... (市町村課)	39

条 例

北海道公立大学法人札幌医科大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第1号

北海道公立大学法人札幌医科大学への職員の引継ぎに関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。
(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める道の内部組織は、札幌医科大学条例を廃止する条例（平成19年北海道条例第38号）による廃止前の札幌医科大学条例（昭和31年北海道条例第48号）第1条に規定する札幌医科大学とする。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第2号

北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、道が設立した地方独立行政法人（法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の重要な財産を定めるものとする。

(重要な財産)

第2条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を

得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道留置施設視察委員会条例
(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(名称)

第2条 道警察本部及び方面本部に置かれる委員会の名称は、次のとおりとする。

道警察本部及び方面本部の区別	委員会の名称
北海道警察本部	札幌方面留置施設視察委員会
北海道警察函館方面本部	函館方面留置施設視察委員会
北海道警察旭川方面本部	旭川方面留置施設視察委員会
北海道警察釧路方面本部	釧路方面留置施設視察委員会
北海道警察北見方面本部	北見方面留置施設視察委員会

(委員)

第3条 委員の定数は、札幌方面留置施設視察委員会にあっては5人、その他の委員会にあっては3人とする。

- 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 北海道公安委員会及び方面公安委員会は、委員としてふさわしくない非行があったときその他特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任する

ことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、札幌方面留置施設視察委員会にあっては道警察本部総務部において、その他の委員会にあっては各方面本部において処理する。

(公安委員会への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、北海道公安委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第4号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 北海道行政財産使用料条例(昭和39年北海道条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」第238条の4第4項を「」第238条の4

第7項」に改める。

(北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道知事等の給与等に関する条例(昭和22年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第3条第1項中 「副知事 110万円
出納長 91万円」 を「副知事 110万円」に改める。

附則第8項第2号及び附則第9項第2号中「及び出納長」を削る。

(北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 北海道特別職職員報酬等審議会条例(昭和40年北海道条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(北海道職員等の定数に関する条例の一部改正)

第4条 北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「、出納長及び副出納長」を削る。

(北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 北海道知事等の退職手当に関する条例(昭和62年北海道条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、出納長」を削る。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(北海道条例等の公布等に関する条例の一部改正)

第6条 北海道条例等の公布等に関する条例(昭和25年北海道条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他」を削る。

(北海道統計調査条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「吏員」を「職員」に改める。

(1) 北海道統計調査条例(昭和26年北海道条例第25号)第7条第1項及び別記様式

(2) 砂防法施行条例(平成12年北海道条例第26号)第16条

(3) 北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）第30条第2項及び第61条第2項

（北海道胞衣及び産わい物処理条例及び北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正）

第8条 次に掲げる条例の規定中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(1) 北海道胞衣及び産わい物処理条例（昭和24年北海道条例第60号）第5条及び第8条

(2) 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）第6条第2項

（主要農作物種子法の実施に関する条例の一部改正）

第9条 主要農作物種子法の実施に関する条例（昭和28年北海道条例第80号）の一部を次のように改正する。

第6条中「当該技術吏員」を「当該職員」に改める。

（北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部改正）

第10条 北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「事務吏員・技術吏員・その他の職員」を「警察官以外の職員」に改める。

（北海道副出納長定数条例の廃止）

第11条 北海道副出納長定数条例（昭和22年北海道条例第8号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から、第1条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第5号

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第17条の2第2項中「給料月額」を「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうち、その者の附則第5項の規定による改正後の平成18年改正条例附則第11項の規定により読み替えられた北海道職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第18項の規定の適用がないものとした場合の給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

3 前項の規定の適用を受ける職員についての給与条例附則第19項の規定の適用については、同項の規定中「第17条の2第2項」とあるのは、「北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第5号）附則第2項の規定により読み替えられた第17条の2第2項」とする。

（人事委員会規則への委任）

4 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

5 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「、第17条の2第2項」及び「第17条の2第2項及び」を削る。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第6号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「第7条の4第5項」の次に「、第7条の5第4項」を加え、「若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第7条の5第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に、「又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第7条の5第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に改め、同項第13号中「第7条の4第3項第1号」の次に「（同条第4項の規定によりみなして適用される場合を含む。）」を加え、同項第15号中「第7条の4第3項第3号」の次に「（同条第4項の規定によりみなして適用される場合を含む。）」を加え、同項第17号中「第7条の4第3項第5号」の次に「（同条第4項の規定によりみなして適用される場合を含む。）」を加え、同項中第19号を第22号とし、第18号の次に次の3号を加える。

(19) 第7条の4第7項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる第7条第6項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

(20) 第7条の5第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

(21) 第7条の5第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

第6条の4第2項中「第19号」を「第22号」に改める。

第7条の4中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

7 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第7条の4の次に次の1条を加える。

（特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第7条の5 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人（道が設立した一般地方独立行政法人であって、退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該一般地方独立行政法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものをいう。以下同じ。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、特定一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間を含むもの

とする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合においては、任命権者が知事と協議して定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則に次の1項を加える。

40 平成18年3月31日に独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号）附則第4条第6項に規定する施行日前の研究所等の職員として在職していた者が、同法附則第2条第2項の規定により引き続いて同法附則第3条第2項に規定する施行日後の研究所等（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 知事の事務部局の職員 1万7,840人（うち414人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に定める事務に従事する職員とする。）

(2) 選挙管理委員会の事務部局の職員 37人

(3) 人事委員会の事務部局の職員 31人

(4) 監査委員の事務部局の職員 58人

(5) 労働委員会の事務部局の職員 40人

(6) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 38人

(7) 教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関の職員 1,064人

(8) 道立の高等学校及び中等教育学校の職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める人数

ア 校長及び教員 8,797人

イ その他の職員 1,971人

(9) 道立の特別支援学校の職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める人数

ア 校長及び教員 2,783人

イ その他の職員 1,385人

(10) 市町村立の高等学校の職員（校長及び教員に限る。） 98人

(11) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める人数

ア 校長及び教員 3万1,439人

イ その他の職員 2,247人

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第39条の2」に改める。

第1条中「機関」の次に「及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条第2号中「警察本部長」の次に「並びに道が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第3号中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第3項第1号中「の職員」の次に「（道が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第4項第3号中「道」の次に「若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）」を加え、「他」を「道以外」に改め、「地方独立行政法人」の次に「（道が設立したものを除く。）」を加える。

第8条第1項第5号及び第10条第2項第4号中「、他」を「、道以外」に改め、「地方独立行政法人」の次に「（道が設立したものを除く。）」を加える。

第16条第1項第5号中「道」を「道等」に、「、他」を「若しくは道以外」に改め、「地方独立行政法人」の次に「（道が設立したものを除く。）」を加え、同項第6号中「道又は」を「道等又は」に、「機関内部」を「機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部」に、「機関相互間」を「機関等の相互間」に、「道の機関と」を「道の機関等と」に改め、同項第7号中「道」を「道等」に改める。

第18条及び第24条第1項中「道」を「道等」に改める。

第2章第5節中第40条の前に次の1条を加える。

（道が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第39条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止等の決定又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

第40条中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

附則に次の1項を加える。

（道が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

5 道が設立した地方独立行政法人の成立の際この条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第9号

政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例（平成7年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（同項第4号に係る部分を除く。）は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）をいう。）は、預金とみなす。

北海道情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道情報公開条例の一部を改正する条例

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第21条）を」（第20条の2）に改める。

第2条第1項中「警察本部長」の次に「並びに道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第10条第1項第2号中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同項第4号中「道又は」を「道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）又は」に、「地方公共団体」を「道以外の地方公共団体」に改め、「地方独立行政法人」の次に「（道が設立したものを除く。）」を加え、「機関内部」を「機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部」に、「機関相互間」を「機関等の相互間」に、「道の機関と」を「道の機関等と」に改め、同項第5号及び第6号中「道」を「道等」に改める。

第18条第1項中「道」を「道等」に改める。

第2章第3節中第21条の前に次の1条を加える。

（道が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第20条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当

該地方独立行政法人に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

第21条第1項中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

附則に次の1項を加える。

（道が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

8 道が設立した地方独立行政法人の成立の際この条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（北海道議会情報公開条例の一部改正）

2 北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「道」の次に「、道が設立した地方独立行政法人」を加える。

北海道札幌道税事務所条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道札幌道税事務所条例

北海道道税事務所設置条例（昭和28年北海道条例第90号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定により、道税の賦課徴収に関する事務を分掌させるため、北海道札幌道税事務所（以下「事務所」という。）を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
北海道札幌道税事務所	札幌市	札幌市

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(北海道行政手続条例の一部改正)

- 2 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「総務部税務課、道税事務所、支庁の総務部（課税課、納税課又は税務課に限る。）若しくは税務部又は支庁道税事務所」を「税務課、札幌道税事務所又は支庁」に改める。

(北海道税条例の一部改正)

- 4 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

第6条の2の見出し中「道税事務所長」を「札幌道税事務所長」に改める。

第8条第1項第1号及び第2号中「札幌中央道税事務所」を「札幌道税事務所」に改め、同項第5号中「札幌北道税事務所若しくは札幌南道税事務所の所管区域内である場合又は」を削り、「札幌中央道税事務所」を「札幌道税事務所」に改め、同項第6号中「(ゴルフ場の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」を削り、同項第8号中「札幌中央道税事務所」を「札幌道税事務所」に改め、同項第11号中「札幌北道税事務所若しくは札幌南道税事務所の所管区域内である場合又は」を削り、「札幌中央道税事務所の所管区域内の地」、同条第3項を「札幌道税事務所の所管区域内の地」、同条第3項に改め、

「(特約業者又は元売業者の事業所の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」、「(石油製品販売業者の事業所の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」、「(自動車の主たる定置場の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」、「(当該軽油を所有している者の当該軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」、「(当該軽油の消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」、「(当該軽油に係る免税証の交付を受けた地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」、「(当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」及び「(当該輸入をする者の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」を削る。

(北海道循環資源利用促進税条例の一部改正)

- 5 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項後段中「(最終処分場の所在地が札幌北道税事務所又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」を削る。

北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例（平成17年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 政令第 3 条の 3 の規定による診療所の病床設置の届出の受理

別表第 1 中 2 の 3 の項を削り、 2 の 2 の 2 の項を 2 の 3 の項とし、 4 の 6 の項の次に次のように加える。

4 の 7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第38条第 2 項の規定による結核指定医療機関の指定
- (2) 法第38条第 7 項の規定による結核指定医療機関に対する指導
- (3) 法第38条第 8 項の規定による結核指定医療機関の指定の辞退の届出の受理

小 樽 市

- (4) 法第38条第 9 項の規定による結核指定医療機関の指定の取消し
- (5) 法第43条第 1 項の規定による結核指定医療機関に対する報告の請求又は検査
- (6) 法第43条第 2 項の規定による結核指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止めの指示又は差止め

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道立診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道立診療所条例の一部を改正する条例

北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表北海道立余別診療所の項及び北海道立糠平診療所の項を削る。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、札幌医科大学保健医療学部（以下「医科大学」という。）、札幌医科大学大学院保健医療学研究科（看護学専攻に限る。以下「医科大学大学院」という。）」を「、札幌医科大学保健医療学部（以下「医科大学」という。）、札幌医科大学大学院保健医療学研究科（看護学専攻に限る。以下「医科大学大学院」という。）及び札幌医科大学保健医療学部（以下「医科大学」という。）」と改める。

いう。))」を削り、「の課程」を「並びに札幌医科大学保健医療学部（以下「医科大学」という。）及び札幌医科大学大学院保健医療学研究科（看護学専攻に限る。以下「医科大学大学院」という。）の課程」に改める。

第1条の2を削る。

第2条（見出しを含む。）中「一般修学資金」を「修学資金」に改め、同条第2号中「であって規則で定めるもの（以下「助産師特定施設」という。）」を削り、同条第3号中「道内の」を「看護師の確保が特に困難と認められる市町村であって規則で定めるもの（以下「指定市町村」という。）の区域に所在する」に、「看護師特定施設」を「特定施設」に改め、同条第4号中「道内の看護師特定施設」を「指定市町村の区域に所在する特定施設」に改める。

第2条の2を削る。

第3条第1項中「一般修学資金」を「修学資金」に改め、同項第1号中「又は第2号」を「から第4号までの規定」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「8万3,000円」を「3万2,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条第1項中「2人」を「1人」に改める。

第6条第1項第1号中「、医科大学、医科大学大学院又は看護学院」を「若しくは看護学院又は医科大学若しくは医科大学大学院」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「一般修学資金」を「修学資金」に改め、同項第2号中「助産師特定施設」を「病院その他の施設」に改め、同項第3号中「、医大看護学科又は看護学院」を「若しくは看護学院又は医大看護学科」に、「道内の看護師特定施設、規則で定める施設であって道外に所在するもの（以下「道外施設」という。）又は道内の」を「指定市町村（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に指定市町村であった市町村が指定市町村でなくなった場合における当該市町村を含む。以下同じ。）の区域に所在する特定施設又は」に、「に道内の看護師特定施設」を「に指定市町村の区域に所在する特定施設」に、「次条、第8条第1項第3号」を「次条第1項第3号」に改め、「並びに第8条の2第1項第3号」を削り、同項第4号中「助産師特定施設」を「病院その他の施設」に改め、同項第5号中「第8条第1項第5号」を「次条第1項第5号」に改め、同条第2項中「又は第2号」を削り、「一般修学資金」を「修学資金」に改め、同条第3項中「一般修学資金」を「修学資

金」に改め、「1年以内」の次に「（当該中断が当該貸付を受けた者の出産又は当該貸付を受けた者の子の養育に係る休業のためであるときは、知事が認める期間内）」を加える。

第7条の2を削る。

第8条の見出し中「一般修学資金」を「修学資金」に改め、同条第1項中「一般修学資金の貸付を受けた者が」を「修学資金の貸付を受けた者が」に、「引き続き一般修学資金」を「引き続き修学資金」に、「、第3条第1項第1号又は第2号に規定する一般修学資金の貸付を受けた者については一般修学資金」を「修学資金」に改め、「、同項第3号に規定する一般修学資金の貸付を受けた者については10年以内に」を削り、同項第2号中「助産師特定施設」を「病院その他の施設」に改め、同項第3号及び第4号中「道内の看護師特定施設、道外施設又は道内の訪問看護事業所若しくは」を「指定市町村の区域に所在する特定施設、訪問看護事業所又は」に改め、同条第2項中「、一般修学資金」を「、修学資金」に、「、第3条第1項第1号又は第2号に規定する一般修学資金の貸付を受けた者については一般修学資金」を「修学資金」に改め、「、同項第3号に規定する一般修学資金の貸付を受けた者については10年以内に」を削り、同項第2号中「（道外施設において看護師の業務に従事するため道内に居住しなくなった場合を除く。）」を削り、同項第3号中「又は第2号に規定する一般修学資金」を「に規定する修学資金」に、「助産師特定施設」を「病院その他の施設」に、「道内の看護師特定施設、道外施設若しくは道内の」を「指定市町村の区域に所在する特定施設、」に、「第7条第1項第4号」を「前条第1項第4号」に改め、同項第4号中「第3条第1項第3号」を「第3条第1項第2号」に、「一般修学資金」を「修学資金」に、「第7条第1項第6号」を「前条第1項第6号」に改める。

第8条の2を削る。

第9条中「前2条」を「前条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付を受けた者（以下「既借受者」という。）に係る修学資金については、なお従前の例

による。

- 3 前項の規定にかかわらず、既借受者（現にこの条例による改正前の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例第8条又は第8条の2の規定により貸付金を償還しなければならないこととされている者を除く。）の修学資金に係る償還の免除については、新条例第7条第3項の規定を適用する。

北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例

北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「札幌医科大学保健医療学部」を削り、「北海道稚内高等学校」の次に「並びに札幌医科大学保健医療学部」を加える。

第2条第1号中「保健師養成所」の次に「（以下「保健師養成施設」と総称する。）」を、「看護業務」の次に「（保健師としての業務に限る。第7条第1号及び第8条第2号において同じ。）」を加え、同条第2号中「助産師養成所」の次に「（以下「助産師養成施設」と総称する。）」を、「看護業務」の次に「（助産師としての業務に限る。第7条第2号及び第8条第3号において同じ。）」を加え、同条第3号中「看護師養成所」の次に「（以下「看護師養成施設」と総称する。）」を加え、同条第4号中「准看護師養成所」の次に「（以下「准看護師養成施設」と総称する。）」を加え、同条第5号中「又はこれと同等以上と認められる国外の大学院の修士課程」を削り、「第7条第2号」を「第7条第4号及び第8条第5号」に改める。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 保健師修学資金、助産師修学資金及び看護師修学資金 在学期間中月額3万2,000円
- (2) 准看護師修学資金 在学期間中月額2万1,000円
- (3) 大学院修学資金 在学期間中月額3万2,000円

第4条第1項中「2人」を「1人」に改める。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「次条第1項第4号」を「次条第1項第5号」に改め、「（第9条第3項の規定による債務の履行の猶予をされている者に係る場合にあっては、看護業務に従事した期間が通算して5年）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第1号中「養成施設を」を「看護師養成施設又は准看護師養成施設を」に改め、「（第9条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、当該期間を加えた期間）」を削り、「当該養成施設」を「当該看護師養成施設又は当該准看護師養成施設」に改め、「札幌医科大学保健医療学部」を削り、「北海道稚内高等学校（専攻科に限る。）」の次に「並びに札幌医科大学保健医療学部」を加え、「当該免許の区分に応じ」を削り、「規則で定める施設であって道外に所在するもの（以下「道外施設」という。）又は道内の」を「又は」に改め、「（規則で定めるものを除く。）」を削り、「次条第1項第2号」を「次条第1項第4号」に改め、「（第9条第3項の規定による債務の履行の猶予をされている者に係る場合にあっては、看護業務に従事した期間が通算して5年）」を削り、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 保健師養成施設を卒業した日から1年（第9条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、当該期間を加えた期間。次号及び第3号において同じ。）を経過する日までに保健師の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、道内の特定町村（地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村をいい、当該借受者に係る貸付決定の際又は当該借受者が勤務する際に特定町村であった町村が特定町村でなくなった場合における当該町村を含む。以下同じ。）に勤務した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年（第9条第3項の規定による債務の履行の猶予をされている者に係る場合にあっては、看護業務に従事した期間が通算して5年。次号から第4号までにおいて同じ。）に達したとき。

(2) 助産師養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに助産師の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、道内の病院その他の施設に勤務した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。

第8条中「、第3条第1項第1号又は第2号の修学資金の貸付を受けた者については」及び「、同項第3号の修学資金の貸付を受けた者については10年（返還の債務の履行が猶予されたときは、その期間を合算した期間）以内に」を削り、第6号を第7号とし、同条第5号中「前条第2号」を「前条第1号から第4号まで」に、「前条第3号」を「前条第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「前条第2号」を「前条第4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を削り、同条第2号中「前条第1号」を「前条第3号」に改め、「、道外施設」を削り、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前条第1号に規定するところにより免許取得後速やかに道内の特定町村において看護業務に従事しなかったとき。

(3) 前条第2号に規定するところにより免許取得後速やかに道内の病院その他の施設において看護業務に従事しなかったとき。

第9条第1項第2号中「、札幌医科大学保健医療学部（看護学科に限る。）」を削り、「北海道稚内高等学校（専攻科に限る。）」の次に「若しくは札幌医科大学保健医療学部（看護学科に限る。）」を加え、同項第4号中「又は第2号」を「から第4号まで」に改め、同条第3項中「1年以内」の次に「（当該中断が当該借受者の出産又は当該借受者の子の養育に係る休業のためであるときは、知事が認める期間内）」を加える。

第10条第1号中「第7条第1号」の次に「から第3号まで」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付を受けた者（以下「既借受者」という。）に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、既借受者（現にこの条例による改正前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例第8条の規定により貸付を受けた修学資金を返還しなければならないこととされている者を除く。）の修学資金に係る債務の履行の猶予については、新条例第9条第3項の規定を適用する。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「6,400円」を「1万1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例

（北海道感染症診査協議会条例の一部改正）

第1条 北海道感染症診査協議会条例（平成11年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第4条第1項中「6人」を「11人」に改め、同条第2項中「2年」を「3年」に改める。

第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「会長」の次に「及び副会長」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条第2項中「3人以上」を「過半数」に改める。

第7条の見出し中「会長」を「規則」に改め、同条中「議事その他協議会の」を「組織及び」に、「会長が協議会に諮って」を「規則で」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 協議会は、部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。
- (旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 旅館業法施行条例（昭和24年北海道条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 9 号中「結核若しくは」を削る。

(北海道結核診査協議会条例の廃止)

第 3 条 北海道結核診査協議会条例（昭和26年北海道条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

北海道立子ども総合医療・療育センター	札幌市	主として小児の一般疾病及び肢体不自由児の治療
--------------------	-----	------------------------

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(肢体不自由児施設)

第 2 条の 2 北海道立子ども総合医療・療育センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する肢体不自由児施設を置く。

2 前項の肢体不自由児施設においては、児童福祉法に定めるもののほか、肢体不自由児及びその介護者を入院させ、障害の回復訓練及び生活指導の方法を修

得させる事業を行う。

第 3 条中「受ける者」の次に「及び肢体不自由児施設において肢体不自由児施設支援（児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する肢体不自由児施設支援をいう。以下同じ。）、短期入所（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）又は医療を受ける者」を加える。

第 4 条第 1 項中「使用料」を「医療又は助産に係る使用料」に改め、「、次項に定めるものを除き」を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 肢体不自由児施設支援を受ける者に係る使用料の額は、第 1 項及び第 2 項の規定による額とその者に対し児童福祉法第24条の 3 第 2 項の規定により障害児施設給付費を支給する旨の決定をした都道府県が同法第24条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との合計額とする。
- 5 短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し障害者自立支援法第19条第 1 項の規定により介護給付費を支給する旨の決定をした市町村が同法第29条第 3 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 9 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項の規定中北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）第 3 条第 2 項及び第 4 項ただし書の改正規定並びに同項の次に 1 項を加える改正規定に係る部分は、公布の日から施行する。

(北海道立小児総合保健センター条例及び北海道小児総合保健センター事業特別会計条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 北海道立小児総合保健センター条例（昭和52年北海道条例第 1 号）
- (2) 北海道小児総合保健センター事業特別会計条例（昭和52年北海道条例第 2 号）

(北海道小児総合保健センター事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 北海道小児総合保健センター事業特別会計の平成19年 4 月 1 日に始まる会計年度は、この条例の施行の日の前日に終わるものとする。
- 4 北海道小児総合保健センター事業特別会計の平成19年度の収入及び支出に関

しては、平成19年10月31日までの間に限り、なお従前の例による。

- 5 北海道小児総合保健センター事業特別会計の平成19年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 6 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第16条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第23条の2を次のように改める。

(病理細菌等業務手当)

第23条の2 病理細菌等業務手当は、道立の病院、精神科病院、教職員検診センター、保健福祉事務所、衛生研究所その他これらに準ずる施設に勤務する病理細菌技術者又はその助手である職員が病理試験又は細菌等の検査の業務に従事したときに、その従事した日1日につき300円を支給する。

(北海道立児童福祉施設条例の一部改正)

- 7 北海道立児童福祉施設条例の一部を次のように改正する。

第1条の表肢体不自由児施設の部北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの項を削る。

第2条中「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター及び」を削る。

第3条第1項中「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター又は」を削り、同条第2項中「費用の額」の次に「と第4項及び第5項の規定による額との合計額」を加え、同条第4項ただし書中「、11円50銭を」を「11円50銭を、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる者に係るもの（健康保険法その他の法律の規定に基づく療養の給付として行われるものを除く。）であるときは20円を、健康保険法その他の法律の規定に基づく療養の給付として行われるもの及び自動車損害賠償保障法の規定に基づく損害賠償の対象となる者以外の者に係るものであるときは13円を」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、

同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 食事の提供に係る使用料の額は、健康保険法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準（以下「厚生労働大臣の定める基準」という。）により算定した費用の額とする。ただし、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法の適用を受ける者に係るものであるときは労働者災害補償保険法第13条第2項の規定により定められた療養の給付に要する費用の額の算定の基準による額とし、自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償の対象となる者に係るもの（健康保険法その他の法律の規定に基づく食事の提供である療養として行われるものを除く。）であるときは厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額に100分の200を乗じて得た額とし、健康保険法その他の法律の規定に基づく食事の提供である療養として行われるもの及び自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償の対象となる者以外の者に係るものであるときは厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額に100分の130を乗じて得た額とする。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表13の項のエ中「6,000円」を「4,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

北海道森林整備地域活動支援基金条例（平成14年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表46の項」を「別表10の2の項、46の項」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（手数料の還付）

第5条 知事は、別表8の項に掲げる事務（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をしなければならない場合（同表8の項において「構造計算適合性判定をしなければならない場合」という。）に限る。）に係る手数料を徴収した場合において、法第6条第1項の申請書を受理し、又は法第18条第2項の通知を受けた建築主事が法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求めなかったときは、同表10の2の項の第3欄に掲げる手数料の金額を還付する。

別表8の項中「昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法）を「以下この項において「法」という。）第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を法」に改め、「の申請」の次に「又は通知」を加え、「建築物確認申請手数料」を「建築物確認申請等手数料」に、「掲げる当該申請」を「掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）」に、「申請に係る計画が建築基準法」を「申請等に係る建築物の計画が法」に改め、「相当する金額」の次に「。以下この項において「基本額」という。」を加え、「当該申請に係る計画に建築基準法」

を「構造計算適合性判定をしなければならない場合にあっては10の2の項の第3欄に掲げる手数料の金額を、当該建築物の計画に法」に、「あっては、当該手数料の金額と」を「あっては」に、「との合計額」を「をそれぞれ基本額に加算した金額」に、「確認申請の」を「確認申請又は計画通知の」に改め、同表9の項中「第6条第1項」の次に「又は第18条第2項」を、「の申請」の次に「又は通知」を加え、「建築設備確認申請手数料」を「建築設備確認申請等手数料」に、「確認申請の」を「確認申請又は計画通知の」に改め、同表10の項中「第6条第1項」の次に「又は第18条第2項」を、「の申請」の次に「又は通知」を加え、「工作物確認申請手数料」を「工作物確認申請等手数料」に、「確認申請の」を「確認申請又は計画通知の」に改め、同項の次に次のように加える。

10の2 建築基準法（以下この項において「法」という。）第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	当該構造計算適合性判定に係る構造計算1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 法第20条第2号イに規定する方法による場合 次に掲げる当該方法による構造計算に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 150,000円 (イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 200,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	法第6条第8項の期間（同条第9項の規定により当該期間が延長された場合）にあっては、当該延長された期間）、法第6条の2第5項の期間（同条第6項の規定により当該期間
--	--------------	---	--

230,000円	が延長され
(ニ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	た場合
280,000円	にあつて
(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	は、当該
530,000円	延長され
イ 法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	た期間)
次に掲げる当該プログラムによる構造計算に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	又は法第
(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	18条第7
100,000円	項の期間
(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	(同条第
130,000円	8項の規
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	定により
140,000円	当該期間
(エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	が延長さ
160,000円	れた場合

	(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	
	290,000円	

別表11の項中「第7条第1項」を「第7条第4項又は第18条第15項」に改め、「掲げる当該申請」の次に「又は通知」を加え、「(当該申請に係る)」を「(当該申請又は通知に係る建築物の)」に改め、「13,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、12,000円)」を、「16,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、15,000円)」を、「20,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、19,000円)」を、「26,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、25,000円)」を、「41,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、38,000円)」を、「56,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、52,000円)」を、「130,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、120,000円)」を、「210,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、200,000円)」を、「410,000円」の次に「(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、400,000円)」を、「検査申請」の次に「又は完了通知」を加え、同項の次に次のように加える。

11の2 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定に基づく建築物の特定工程に係る工事の終了に係る検査	建築物中間検査手数料	次に掲げる特定工程に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	検査申請又は完了通知のとき
		ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	
		13,000円	
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	
		15,000円	
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方	

	メートル以内のもの 19,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	37,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	49,000円
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	110,000円
ク 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	180,000円
ケ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	350,000円

別表12の項中「第7条第1項」を「第7条第4項又は第18条第15項」に改め、「検査申請」の次に「又は完了通知」を加え、同表13の項中「第7条第1項」を「第7条第4項又は第18条第15項」に改め、「検査申請」の次に「又は完了通知」を加え、同表14の項中「(同法)」を「又は第18条第22項第1号（これらの規定を同法）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場及び政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所の項を次のように改める。

政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第8号に掲げる器具	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
				Aに0.018を乗じて得た額	
				Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
				Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第9号	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額

及び第10号に掲げる施設	架のものに 限る。)の路	階数が3のもの	Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.015を 乗じて得た額
	面下に設け るもの	階数が4以上の もの	Aに0.013を 乗じて得た額	Aに0.016を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	

別表の備考第7号中「第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所」を「第7条第9号及び第10号に掲げる施設」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条第3項」を「第18条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の事項中「の屋内競技場」の次に「及び体験学習施設」を加え、同事項の表に次のように加える。

体験学習施設	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで
--------	----------------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例

北海道立北方建築総合研究所条例（昭和30年北海道条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（附属施設）

第2条の2 研究所に、附属施設として、構造計算適合性判定センターを置く。

2 構造計算適合性判定センターは、札幌市に置く。

第3条中第6号を第7号とし、同条第5号中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項、第6条の2第3項及び第18条第4項の構造計算適合性判定

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正す

る。
第 3 条第 2 項の表苫小牧地区第二工業用水道の項を次のように改める。

苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道	苫小牧市 勇払 郡厚真町 勇払 郡安平町（早来 大町、早来栄町、 早来北町、安平、 遠浅、早来瑞穂、 早来緑丘、早来 守田、東早来、 早来北進、早来 新栄、早来源武 及び早来富岡の 区域に限る。）	100,000立方メートル
--------------------	---	---------------

第 3 条第 2 項の表石狩湾新港地域工業用水道の項中「35,000立方メートル」を「12,000立方メートル」に改め、同表苫小牧東部地区第一工業用水道の項を削る。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例（昭和42年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号ア中「、苫小牧地区第二工業用水道及び苫小牧東部地区第一工業用水道」を「及び苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道」に改める。

別表中「苫小牧地区第二工業用水道」を「苫小牧地区第二及び東部地区工業用

水道」に改め、同表石狩湾新港地域工業用水道の項中「50円」を「55円」に、「62円50銭」を「68円80銭」に、「75円」を「82円50銭」に改め、同表苫小牧東部地区第一工業用水道の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前の給水に係る料金については、なお従前の例による。

北海道企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道企業職員定数条例の一部を改正する条例

北海道企業職員定数条例（昭和47年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「144人」を「112人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会手数料条例（平成12年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項の次に次のように加える。

3 の 2 教育職員免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づく普通免許状の特別 支援教育領域の追加	教育職員普通 免許状特別支 援教育領域追 加手数料	3,300円	追加申請 のとき
--	---------------------------	--------	----------

3の3 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状の特別支援教育領域の追加	教育職員臨時免許状特別支援教育領域追加手数料	1,700円	追加申請のとき
---	------------------------	--------	---------

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「盲学校、^{ろう}聾学校及び養護学校」を「中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 教育職給料表（別表第2）

ア 教育職給料表(1)

イ 教育職給料表(2)

第5条第1項第3号を削る。

第10条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第10条の3第2項中「給料月額100分の16」を「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額100分の25」に改める。

第17条の2第2項中「6,000円」を「1万2,000円」に改める。

第20条第5項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第20条の2第1項中「盲学校、^{ろう}聾学校又は養護学校の小学部又は」を「中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは」に改め、同条第3項中「又は盲学校、^{ろう}聾学校若しくは養護学校」を「、中等教育学校の後期課程又は特別支

援学校」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700

再任 用職 員以 外の 学校	35	210,600	269,800	402,300	485,700	職員	80	285,200	373,500	470,700		
	36	212,400	272,500	404,100	486,700		81	286,500	375,200	471,500		
	37	214,100	275,200	405,700	487,800		82	287,700	376,700	472,500		
	38	215,900	277,900	407,300	488,800		83	288,900	378,200	473,500		
	39	217,700	280,600	408,900	489,800		84	290,100	379,700	474,500		
	40	219,500	283,300	410,500	490,800		85	291,400	381,200	475,300		
	41	221,400	285,900	412,200	491,900		86	292,600	382,700	476,300		
	42	223,200	288,600	413,800	492,900		87	293,800	384,200	477,300		
	43	225,000	291,300	415,400	493,900		88	295,000	385,700	478,300		
	44	226,800	294,000	417,000	494,900		89	296,200	387,200	479,100		
	45	228,700	296,500	418,700	496,000		90	297,400	388,600			
	46	230,500	299,200	420,300	497,000		91	298,600	390,000			
	47	232,300	301,900	421,900	498,000		92	299,800	391,400			
	48	234,100	304,600	423,500	499,000		93	300,800	392,900			
	49	235,800	307,100	425,200	500,100		94	302,000	394,200			
	50	237,600	309,600	426,800			95	303,200	395,500			
	51	239,400	312,100	428,400			96	304,400	396,800			
	52	241,200	314,600	430,000			97	305,400	398,200			
	53	242,900	317,000	431,700			98	306,500	399,300			
	54	244,700	319,200	433,300			99	307,600	400,400			
	55	246,500	321,400	434,900			100	308,700	401,500			
	56	248,300	323,600	436,500			101	309,600	402,600			
	57	250,000	325,900	438,200			102	310,700	403,700			
	58	251,700	328,100	439,800			103	311,800	404,800			
	59	253,400	330,300	441,400			104	312,900	405,900			
	60	255,100	332,500	443,000			105	313,800	406,800			
	61	256,800	334,700	444,700			106	314,700	407,800			
	62	258,500	336,900	446,300			107	315,600	408,800			
	63	260,200	339,100	447,900			108	316,500	409,800			
	64	261,900	341,300	449,500			109	317,500	410,700			
	65	263,600	343,500	451,200			110	318,100	411,600			
	66	265,300	345,700	452,800			111	318,700	412,500			
	67	267,000	347,900	454,400			112	319,300	413,400			
	68	268,700	350,100	456,000			113	320,000	414,100			
	69	270,200	352,100	457,600			114	320,500	414,900			
	70	271,700	354,200	459,200			115	321,000	415,700			
	71	273,200	356,300	460,800			116	321,500	416,500			
	72	274,700	358,400	462,400			117	322,100	417,300			
	73	276,000	360,400	463,900			118	322,600	418,100			
	74	277,400	362,400	464,900			119	323,100	418,900			
	75	278,800	364,400	465,900			120	323,600	419,700			
	76	280,200	366,400	466,900			121	324,200	420,500			
	77	281,600	368,400	467,700			122	324,700	421,000			
	78	282,800	370,100	468,700			123	325,200	421,500			
	79	284,000	371,800	469,700			124	325,700	422,000			

	125	326,300	422,400		
	126	326,700	422,900		
	127	327,100	423,400		
	128	327,500	423,900		
	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級 号 俸	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700

4	151,500	168,700	295,400	419,300
5	153,100	170,700	298,400	421,000
6	154,900	172,900	301,500	422,600
7	156,700	175,100	304,600	424,200
8	158,500	177,300	307,700	425,800
9	160,300	179,600	310,700	427,300
10	162,300	182,300	313,600	428,700
11	164,300	185,000	316,500	430,100
12	166,300	187,700	319,400	431,500
13	168,200	190,500	322,300	432,900
14	170,400	192,200	324,600	434,300
15	172,600	193,900	326,900	435,700
16	174,800	195,600	329,200	437,100
17	177,100	197,400	331,500	438,400
18	179,600	199,100	333,800	439,800
19	182,100	200,800	336,100	441,200
20	184,600	202,500	338,400	442,600
21	187,100	204,300	340,700	443,900
22	188,800	206,200	343,000	445,300
23	190,500	208,100	345,300	446,700
24	192,200	210,000	347,600	448,100
25	193,700	211,700	349,800	449,400
26	195,300	213,700	351,700	450,700
27	196,900	215,700	353,600	452,000
28	198,500	217,700	355,500	453,300
29	200,200	219,600	357,400	454,600
30	201,900	222,300	359,300	455,800
31	203,600	225,000	361,200	457,000
32	205,300	227,700	363,100	458,200
33	206,800	230,500	364,900	459,400
34	208,500	233,400	366,700	460,300
35	210,200	236,300	368,500	461,200
36	211,900	239,200	370,300	462,100
37	213,500	242,000	372,200	463,000
38	215,200	244,900	373,800	463,900
39	216,900	247,800	375,400	464,800
40	218,600	250,700	377,000	465,700
41	220,400	253,600	378,700	466,600
42	222,200	256,300	380,300	467,500
43	224,000	259,000	381,900	468,400
44	225,800	261,700	383,500	469,300
45	227,700	264,400	385,100	470,200
46	229,500	267,100	386,700	471,100
47	231,300	269,800	388,300	472,000
48	233,100	272,500	389,900	472,900

再任 用職 員以 外の 学校 職員	49	234,900	275,200	391,400	473,800	93	296,500	370,400	438,100		
	50	236,700	277,900	392,900		94	297,300	371,700	438,800		
	51	238,500	280,600	394,400		95	298,100	373,000	439,500		
	52	240,300	283,300	395,900		96	298,900	374,300	440,200		
	53	241,900	285,900	397,500		97	299,800	375,700	440,700		
	54	243,700	288,600	398,900		98	300,600	376,800	441,400		
	55	245,500	291,300	400,300		99	301,400	377,900	442,100		
	56	247,300	294,000	401,700		100	302,200	379,000	442,800		
	57	249,000	296,500	403,200		101	303,100	380,200	443,300		
	58	250,600	299,200	404,600		102	303,600	381,300	444,000		
	59	252,200	301,900	406,000		103	304,100	382,400	444,700		
	60	253,800	304,600	407,400		104	304,600	383,500	445,400		
	61	255,500	307,100	408,700		105	305,100	384,500	445,900		
	62	257,100	309,600	410,100		106	305,500	385,500			
	63	258,700	312,100	411,500		107	305,900	386,500			
	64	260,300	314,600	412,900		108	306,300	387,500			
	65	261,800	317,000	414,100		109	306,500	388,400			
	66	263,400	319,200	415,300		110	306,900	389,400			
	67	265,000	321,400	416,500		111	307,300	390,400			
	68	266,600	323,600	417,700		112	307,700	391,400			
	69	268,300	325,900	418,800		113	307,900	392,200			
	70	269,800	328,100	420,000		114	308,200	393,100			
	71	271,300	330,300	421,200		115	308,500	394,000			
	72	272,800	332,500	422,400		116	308,800	394,900			
	73	274,100	334,700	423,400		117	309,100	395,900			
	74	275,400	336,900	424,200		118	309,400	396,700			
	75	276,700	339,100	425,000		119	309,700	397,500			
	76	278,000	341,300	425,800		120	310,000	398,300			
	77	279,400	343,300	426,700		121	310,200	399,100			
	78	280,600	345,200	427,500		122	310,500	399,900			
	79	281,800	347,100	428,300		123	310,800	400,700			
	80	283,000	349,000	429,100		124	311,100	401,500			
	81	284,300	350,800	429,900		125	311,300	402,200			
	82	285,500	352,600	430,600		126		402,900			
	83	286,700	354,400	431,300		127		403,600			
	84	287,900	356,200	432,000		128		404,300			
	85	289,000	357,900	432,700		129		405,100			
	86	290,000	359,600	433,400		130		405,800			
	87	291,000	361,300	434,100		131		406,500			
	88	292,000	363,000	434,800		132		407,200			
	89	293,100	364,700	435,500		133		407,700			
	90	294,000	366,100	436,200		134		408,300			
	91	294,900	367,500	436,900		135		408,900			
	92	295,800	368,900	437,600		136		409,500			

	137		409, 900		
	138		410, 500		
	139		411, 100		
	140		411, 700		
	141		412, 100		
	142		412, 700		
	143		413, 300		
	144		413, 900		
	145		414, 300		
	146		414, 900		
	147		415, 500		
	148		416, 100		
	149		416, 500		
再任用職員		226, 400	276, 000	331, 300	414, 600

備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号。次項において「平成18年改正条例」という。))附則第8項及び第12項の改正規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される学校職員のうち、その者の附則第7項の規定による改正後の平成18年改正条例附則第11項の規定により読み替えられた北海道学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第18項の規定の適用がないものとした場合の給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える学校職員についてのこの条例による改正後の給与条例第10条の3第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と北海道学校職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 前項の規定の適用を受ける学校職員についての給与条例附則第19項の規定の適用については、同項の規定中「第10条の3第2項」とあるのは、「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年北海道条例第31号)附則第2項の規定により読み替えられた第10条の3第2項」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第1条の2に規定する学校職員への準用)

- 前3項の規定は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第1条の2に規定する学校職員について準用する。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給与条例別表第2の教育職給料表」を「給与条例別表第2アの教育職給料表(1)」に改め、同条第2項の表給与条例第20条の2第1項の項中「盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は」を「中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは」に、「中学校又は養護学校」を「中学校又は特別支援学校」に改める。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「給料月額に」を「給料月額(人事委員会規則で定める学校職員にあっては、給料月額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。附則第12項において「特別措置条例」という。))第3条第1項に規定する教職調整額を加えた額)に」に改める。

附則第11項中「第10条の3第2項、」を削る。

附則第12項中「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下この項において「特別措置条例」という。）」を「特別措置条例」に改める。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

- (1) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第2条
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第2条第1項

（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第5条中「又は中学校」を「、中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

第12条第1項中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

第14条第1項中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加え、同項第1号中「北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）第5条第1項の規定」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道建築基準法施行条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

- (1) 北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）第22条第1項
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第2条第1項

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号及び第2条第1項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第14条第1項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第15条第1項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（北海道立学校条例の一部改正）

第5条 北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第3条の見出しを「(特別支援学校)」に改め、同条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「から別表第4まで」を削る。

第5条第1項中「別表第5」を「別表第3」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

特別支援学校

名 称		位 置
北海道札幌聾学校		札幌市
北海道札幌養護学校	(本校)	札幌市
	もなみ学園分校	札幌市
	共栄分校	北広島市
北海道真駒内養護学校		札幌市
北海道手稲養護学校		札幌市
北海道高等盲学校		札幌市
北海道星置養護学校		札幌市
北海道札幌高等養護学校		札幌市
北海道拓北養護学校		札幌市
北海道札幌盲学校		江別市
北海道白樺高等養護学校		北広島市
北海道新篠津高等養護学校		石狩郡新篠津村
北海道函館盲学校		函館市
北海道函館聾学校		函館市
北海道函館養護学校		函館市
北海道五稜郭養護学校		函館市
北海道七飯養護学校	(本校)	亀田郡七飯町
	おしま学園分校	北斗市

北海道八雲養護学校		二海郡八雲町
北海道今金高等養護学校		瀬棚郡今金町
北海道小樽聾学校		小樽市
北海道高等聾学校		小樽市
北海道余市養護学校	(本校)	余市郡余市町
	しりべし学園分校	寿都郡黒松内町
北海道夕張高等養護学校		夕張市
北海道岩見沢高等養護学校		岩見沢市
北海道美唄養護学校		美唄市
北海道南幌養護学校		空知郡南幌町
北海道雨竜高等養護学校		雨竜郡雨竜町
北海道旭川盲学校		旭川市
北海道旭川聾学校		旭川市
北海道旭川養護学校		旭川市
北海道鷹栖養護学校		上川郡鷹栖町
北海道東川養護学校		上川郡東川町
北海道美深高等養護学校		中川郡美深町
北海道小平高等養護学校		留萌郡小平町
北海道稚内養護学校		稚内市
北海道網走養護学校		網走市
北海道紋別養護学校	(本校)	紋別市
	きたみ学園分校	北見市
	ひまわり学園分校	紋別郡遠軽町
北海道紋別高等養護学校		紋別市
北海道室蘭聾学校		室蘭市
北海道室蘭養護学校		室蘭市
北海道伊達高等養護学校		伊達市
北海道平取養護学校	(本校)	沙流郡平取町
	静内ベテカリの園分校	日高郡新ひだか町
北海道帯広盲学校		帯広市

北海道帯広聾学校	帯広市
北海道帯広養護学校	帯広市
北海道中札内高等養護学校	河西郡中札内村
北海道釧路聾学校	釧路市
北海道釧路養護学校	釧路市
北海道白糠養護学校	白糠郡白糠町
北海道中標津高等養護学校	標津郡中標津町

別表第3及び別表第4を削り、別表第5を別表第3とする。

（北海道立特殊教育センター条例の一部改正）

第6条 北海道立特殊教育センター条例（昭和62年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立特別支援教育センター条例

第1条中「特殊教育（）」を「特別支援教育（）」に、「特殊教育を」を「特別支援教育を」に、「北海道立特殊教育センター（以下「特殊教育センター」）を「北海道立特別支援教育センター（以下「特別支援教育センター」）に改める。

第2条の表以外の部分中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改め、同条の表中「北海道立特殊教育センター」を「北海道立特別支援教育センター」に改める。

第3条中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改め、同条各号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第4条中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の51の2の項の次に次のように加える。

51の3 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	届出証明書交付手数料	3,600円	届出書提出のとき
51の4 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	変更届出証明書交付手数料	1,500円	変更届出書提出のとき
51の5 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	届出証明書再交付手数料	1,000円	再交付申請のとき

別表第1の54の項のアを次のように改める。

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の実施
(ア) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

1,850円

(イ) 同項第3号に該当して

同項の規定の適用を受け
る場合 2,000円

(ウ) 同項の規定の適用を受

けない場合 4,950円(同
法第97条第1項第2号に
掲げる事項について行う
試験を公安委員会が提供
する自動車を使用して受
ける場合にあっては、
8,650円)

別表第1の54の項のイ中「同項の」の次に「規定の」を加え、同項のオの(ア)中「同項」の次に「の規定」を加え、「2,050円」を「2,000円」に改め、同項のオの(イ)中「同項の」の次に「規定の」を加え、「1,700円」を「1,650円」に改め、同項のオの(ウ)中「同項」の次に「の規定」を加え、「3,300円」を「3,100円」に、「4,400円」を「4,750円」に改め、同項のオを同項のカとし、同項のエ中「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加え、同項のエの(ア)中「同項」の次に「の規定」を加え、「2,100円」を「2,000円」に改め、同項のエの(イ)中「同項」の次に「の規定」を加え、「4,450円」を「4,500円」に、「6,650円」を「7,700円」に改め、同項のエを同項のオとし、同項のウ中「適用」を「規定の適用」に改め、同項のウを同項のエとし、同項のイの次に次のように加える。

ウ 特定第一種運転免許(大
型特殊自動車免許、大型自
動二輪車免許、普通自動二
輪車免許又は牽引^{けん}免許をい
う。61の項、63の項及び別
表第2において同じ。)又

は大型特殊自動車第二種免
許若しくは牽引第二種免許
に係る試験の実施

(ア) 同法第97条の2第1項
の規定の適用を受ける場
合 2,000円

(イ) 同項の規定の適用を受
けない場合 2,950円(同
法第97条第1項第2号に
掲げる事項について行う
試験を公安委員会が提供
する自動車を使用して受
ける場合にあっては、
4,600円)

別表第1の54の2の項のア中「大型自動車仮運転免許」の次に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「2,550円」を「3,950円」に、「3,650円」を「7,650円」に改め、同表の55の項のイ中「3,000円」を「3,550円」に改め、同表の59の項中「2,800円」を「3,350円」に改め、同表の61の項のアを次のように改める。

ア 大型自動車免許又は中型
自動車免許に係る技能検定
員審査 24,700円

別表第1の61の項のウ中「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加え、「22,050円」を「22,450円」に改め、同項のウを同項のエとし、同項のイの次に次のように加える。

ウ 特定第一種運転免許に係
る技能検定員審査 14,100
円

別表第1の63の項のアを次のように改める。

ア 大型自動車免許又は中型
自動車免許に係る教習指導
員審査 15,650円

別表第1の63の項のウ中「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加え、「12,550円」を「13,300円」に改め、同項のウを同項のエとし、同項のイの次に次のように加える。

ウ 特定第一種運転免許に係
る教習指導員審査 9,500
円

別表第1の65の項のエ及びオを次のように改める。

エ 同項第4号に掲げる講習
(ア) 大型自動車免許又は中
型自動車免許に係る講習
講習1時間につき
4,700円
(イ) 普通自動車免許に係る
講習 講習1時間につき
2,450円
オ 同項第5号に掲げる講習
(ア) 大型自動二輪車免許に
係る講習 講習1時間に
つき4,200円
(イ) 普通自動二輪車免許に
係る講習 講習1時間に
つき4,100円

別表第1の65の項のカ中「4,100円」を「1,350円」に改め、同項のキ中「1,200円」を「3,150円」に改め、同項のク中「1,350円」を「1,200円」に改め、同項のケを削り、同項のコを同項のケとし、同項のサの(ウ)中「国家公安委員会規則で

定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する」を「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第11項第1号ただし書の規定により行われる」に改め、同項のサを同項のコとし、同項のシを同項のサとし、同項のス中「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表1の項」を「同規則第38条第13項第2号の表第1号」に改め、同項のスを同項のシとし、同表の68の項中「道路交通法施行令」の次に「（昭和35年政令第270号）」を加える。

別表第2の1の表1の項から6の項までを次のように改める。

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円

4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,200円

別表第2の1の表7の項中「2,850円」を「2,750円」に改め、同表備考1中「更に」の次に「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、」を加え、「1,150円」を「1,050円」に改め、「普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を」を削り、「2,150円」を「3,250円」に改め、同表備考2中「更に」の次に「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、」を加え、「350円」を「300円」に改め、「普通自動車免許に係る技能検定員審査については、300円を」を削る。

別表第2の2の表1の項から6の項までを次のように改める。

1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,000円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円

6 教習指導員として必要な教育 についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円

別表第2の2の表7の項中「2,850円」を「2,750円」に改め、同表備考1中「更に」の次に「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、」を加え、「1,200円」を「1,100円」に改め、「普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を」を削り、「2,000円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「更に」の次に「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、」を加え、「普通自動車免許に係る教習指導員審査については、100円を」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年6月2日から施行する。ただし、別表第1に51の3の項から51の5の項までを加える改正規定は、同月1日から施行する。

（経過措置）

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第14条に規定する者に対するこの条例による改正後の北海道公安委員会手数料条例別表第1の規定の適用については、同表の55の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表の66の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免

許」とする。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道行政手続条例の一部改正）

第1条 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「留置場（警察本部等に置かれる人を留置するための施設をいう。）」を「留置施設」に改める。

（北海道警察組織条例の一部改正）

第2条 北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「450人」を「456人」に、「780人」を「791人」に、「5,757

人」を「5,843人」に、「3,007人」を「3,054人」に、「9,994人」を「10,144人」に、「11,357人」を「11,507人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(5) 医療職給料表（別表第5）

第11条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第19条の2第2項中「給料月額100分の20」を「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額100分の25」に改める。

第19条の3第2項中「1万円」を「1万2,000円」に改める。

第23条第5項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600

21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	
57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	

再任 用職 員以 外の 職員	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	450,400
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	451,200
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	452,000
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	452,800
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	453,600
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	454,400
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	455,200
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	456,000
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	456,800
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	457,600
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	458,400
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	459,200
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
	94	284,100	319,100	354,700	374,100		
	95	285,100	319,900	355,400	374,600		
	96	286,100	320,700	356,100	375,100		
	97	287,200	321,400	356,600	375,700		
	98	288,100	322,100	357,100	376,200		
	99	289,000	322,800	357,600	376,700		
	100	289,900	323,500	358,100	377,200		
	101	290,700	324,000	358,700	377,800		
	102	291,500	324,600	359,200	378,300		
	103	292,300	325,200	359,700	378,800		
	104	293,100	325,800	360,200	379,300		
	105	293,800	326,200	360,800	379,900		
	106	294,300	326,700	361,300	380,400		
	107	294,800	327,200	361,800	380,900		
	108	295,300	327,700	362,300	381,400		

109	295,800	328,200	362,800	382,000
110	296,200	328,600	363,300	382,500
111	296,600	329,000	363,800	383,000
112	297,000	329,400	364,300	383,500
113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700		
119	299,700	332,100		
120	300,100	332,500		
121	300,400	332,700		
122	300,800	333,100		
123	301,200	333,500		
124	301,600	333,900		
125	301,800	334,200		
126	302,200	334,600		
127	302,600	335,000		
128	303,000	335,400		
129	303,200	335,700		
130	303,600	336,100		
131	304,000	336,500		
132	304,400	336,900		
133	304,600	337,200		
134	305,000	337,600		
135	305,400	338,000		
136	305,800	338,400		
137	306,000	338,700		
138	306,400	339,100		
139	306,800	339,500		
140	307,200	339,900		
141	307,400	340,200		
142	307,800	340,600		
143	308,200	341,000		
144	308,600	341,400		
145	308,800	341,700		
146	309,200			
147	309,600			
148	310,000			
149	310,200			
150	310,500			
151	310,800			
152	311,100			

	153	311,500						
	154	311,800						
	155	312,100						
	156	312,400						
	157	312,800						
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- (医療職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替え)
- 2 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において医療職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級及び号俸は、北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の適用を受ける北海道職員の例により決定する。
- (管理職手当に関する経過措置)
- 3 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号。以下この項において「平成18年改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうち、その者の附則第6項の規定による改正後の平成18年改正条例附則第11項の規定により読み替えられた北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第18項の規定の適用がないものとした場合の給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の給与条例第19条の2第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員についての給与条例附則第19項の規定の適用については、同項の規定中「第19条の2第2項」とあるのは、「北海道地方警

- 察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年北海道条例第37号)附則第3項の規定により読み替えられた第19条の2第2項」とする。
- (人事委員会規則への委任)
- 5 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- (北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 6 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。
- 附則第11項中「、第19条の2第2項」及び「第19条の2第2項及び」を削る。

札幌医科大学条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

札幌医科大学条例を廃止する条例

札幌医科大学条例(昭和31年北海道条例第48号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- (札幌医科大学附属病院使用料条例及び北海道札幌医科大学附属病院特別会計条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 札幌医科大学附属病院使用料条例(昭和25年北海道条例第21号)
- (2) 北海道札幌医科大学附属病院特別会計条例(昭和39年北海道条例第30号)

（北海道札幌医科大学附属病院特別会計条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 北海道札幌医科大学附属病院特別会計の平成18年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

（北海道職員の服務の宣誓条例の一部改正）

- 4 北海道職員の服務の宣誓条例（昭和26年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式備考中「学長、校長（園長を含む。）教員及び部局長」を「校長及び教員」に改める。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を削り、同項第4号中「別表第4」を「別表第3」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「別表第5」を「別表第4」に改め、同号を同項第4号とする。

第4条の2を削る。

第5条第1項中「第4条第3項」を「前条第3項」に改める。

第20条第5項中「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

（北海道職員等の旅費に関する条例の一部改正）

- 6 北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表区分の欄及び別表第2の1の表区分の欄中「札幌医科大学の学長」を「特定職員」に改める。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 7 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、漁業指導課」を削る。

第7条中「漁業指導課」を「漁業管理課」に改める。

第17条第1項及び第20条第1項第2号中「、札幌医科大学附属病院」を削る。

第22条中「札幌医科大学に勤務し、その解剖学教室、病理学教室若しくは法

医学教室に配置されている職員又は」及び「教室又は」を削る。

第23条第1項中「、札幌医科大学附属病院」を削る。

第23条の2第1項第1号中「、札幌医科大学附属病院」を削り、「若しくはその」を「又はその」に改め、「又は札幌医科大学に勤務し、その病理学教室、衛生学教室若しくは微生物学教室に配置されている職員で病理細菌に関する試験研究を補助するもの」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「札幌医科大学附属病院又は」を削り、同号を同項第2号とし、同条第2項中「又は作業」を削る。

第25条の2第1項中「、札幌医科大学附属病院」を削る。

第30条の2第1項第7号中「（第23条の2第1項第1号及び第3号の業務に係るものに限る。）」を削る。

附則第3項中「札幌医科大学に勤務する教員（学科目を担当する者を除く。）である職員及び」を削る。

（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）

- 8 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「含み、規則で定める者を除く」を「含む」に改める。

（北海道学校職員の給与に関する条例及び北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 次に掲げる条例の規定中「別表第5」を「別表第4」に改める。

(1) 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）附則第5項

(2) 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第19項

（北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 10 北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和62年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「大学の学校医については知事、大学以外の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については」を削る。

第5条の見出し中「規則等」を「教育委員会規則」に改め、同条中「大学の

学校医については北海道規則で、大学以外の学校の学校医等については北海道教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第1条 国から交付される障害者自立支援対策臨時特例交付金を積み立て、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な実施を図るため、北海道障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第3号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第5条の次に次の3条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第5条の2 候補者（北海道知事の選挙における候補者に限る。第5条の4において同じ。）は、同条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第5条の3 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第5条の4 道は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の

契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 36万5,000円と4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

附 則

- 1 この条例は、平成19年3月22日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。